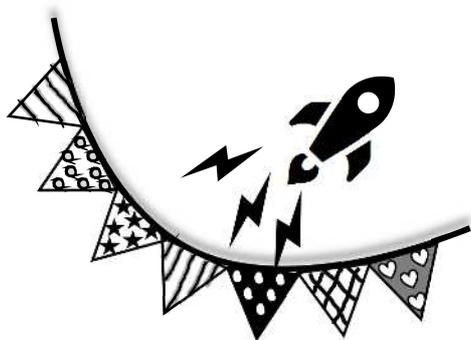


令和6年度用（令和6年4月～令和7年3月利用分）



墨田区 ★★★★★★★★★★

幼児教育・保育の無償化

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

のご案内

第1版

① 本書は、主に認可外保育施設等を利用の方が幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」と表記）の対象となるために必要な手続きのご案内です。
私立幼稚園（私学助成園）、幼稚園等の預かり保育の手続き等についても掲載していますが、実際の手続き等は、在籍園を通じてお知らせします。

② **【注意】現時点で無償化対象施設であっても、認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設は、令和6年10月以降、無償化の対象になりません。**詳細は、P12をご確認ください。

③ 認可保育施設、企業主導型保育施設に在籍している期間は、幼稚園、認可外保育施設等の無償化の対象になりません。

（QRコード）

④ 認証保育所の補助金については、認証保育所のガイドブックをご覧ください。



⑤ 定期利用保育事業施設の課税世帯・第2子以降と企業主導型保育事業の無償化の手続き等については、ご利用予定の園にご確認ください。

（QRコード）

⑥ 各種様式等はこちら



施設等利用給付認定の開始日は、認定の申請日（提出日）以降となりますので、ご注意ください。

墨田区 子ども施設課 保育係 給付担当
 〒130-8640
 墨田区吾妻橋 1-23-20（区役所 4階）
 TEL : 03-5608-1583 FAX : 03-5608-6404
 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで





目次

1. 無償化の対象者.....	1
2. 無償化の対象となる施設・サービス、内容等.....	1
3. 認定について.....	2
(1) 施設等利用給付認定.....	2
(2) 保育が必要な事由.....	3
(3) 認定の期間について.....	3
4. 施設等利用給付認定に必要な書類.....	4
5. マイナンバー(個人番号)の提供および本人確認について.....	6
6. 施設等利用給付認定の申請締切日.....	6
7. 転入・転出時の施設等利用給付認定の申請について.....	7
8. 認定の申請後に変更があった場合.....	7
9. 提出先.....	7
10. 認定の継続について.....	7
11. 認可外保育施設等の無償化に係る手続きについて.....	8
(1) 対象者.....	8
(2) 認定について.....	8
(3) 補助の内容.....	8
(4) 補助金の請求について.....	8
12. 幼稚園等(預かり保育含む。)の無償化について.....	9
(1) 対象者.....	9
(2) 認定について.....	9
(3) 補助の内容.....	9
(4) 補助金申請について.....	10
(5) 認定の変更・追加(1号認定取得後、新たに預かり保育を利用する場合).....	10
(6) 問合せ先.....	10
13. よくあるご質問.....	11
14. 無償化の対象施設・サービスについて.....	12

1. 無償化の対象者

3～5歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合

申し込みできる方は、墨田区に住民票があり、居住している方です。

課税額について、父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者も含めて算定します。

無償化の対象施設・サービスは、墨田区内の「確認」を受けた施設等または墨田区外で施設等の所在する区市町村から「確認」を受けた施設等が対象になります（P12～13参照）。

認可保育施設、企業主導型保育施設に在籍している期間は、幼稚園、認可外保育施設等の無償化の対象になりません。幼稚園・認定こども園（教育部分）の場合、園則に定員等の定めがあれば、満3歳児から対象になります。

【令和6年度の年齢別クラス】

クラス年齢	生年月日
0歳	令和5年（2023年）4月2日以降
1歳	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
2歳	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
3歳	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
4歳	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
5歳	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日

2. 無償化の対象となる施設・サービス、内容等

対象となる施設・サービス ¹	住民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラス		3歳児クラス～5歳児クラス	
	保育の必要性	無償化の内容	保育の必要性	無償化の内容
認可保育施設 （認可保育園、認定こども園（保育部分）、小規模保育所、家庭的保育者等）	必要	利用料無償 （延長保育は有償）	必要	利用料無償 （延長保育は有償）
企業主導型保育事業	必要	標準的利用料無償	必要	標準的利用料無償
私立幼稚園（新制度）、区立幼稚園 認定こども園（教育部分）	-	-	不要	利用料無償
私立幼稚園（私学助成）	-	-	不要	月額31,000円を上限に利用料補助 （別途、上乘せあり）
国立大学附属幼稚園	-	-		月額8,700円を上限に利用料補助
国立特別支援学校幼稚部	-	-		月額400円を上限に利用料補助
私立幼稚園・認定こども園（教育部分）・ 国立特別支援学校幼稚部の預かり保育	必要	【満3歳児クラス】 またはに加え、日額450円、月額16,300円を上限に利用料補助（3）	必要	またはに加え、日額450円、月額11,300円を上限に利用料補助
認可外保育施設等 （認可以外の保育施設（認証保育所、ベビーホテル、ベビーシッター等）、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター）	必要	月額42,000円を上限に利用料補助 （左記施設・サービスを複数利用可能）	必要	月額37,000円を上限に利用料補助 （左記施設・サービスを複数利用可能）

1 区市町村の「確認」を受けた施設・サービスのみが無償化の対象となります（詳細はP12～13参照）。

2 を利用する場合は、～の無償化の対象にはなりません。

または を利用する場合は、 を併用できます。また、在籍園の預かり保育が「平日8時間未満（教育標準時間を含む）」または「年間200日未満」の場合は、月額11,300円（満3歳児は月額上限16,300円）を上限として を併用できます。

3 及び は、満3歳児クラス（園則に定員等の定めがある場合）から対象になります。の満3歳児クラスの預かり保育は、保育の必要性のある「非課税世帯」だけでなく、保育の必要性のある「第2子以降」の場合も対象になります。

4 就学前の障害のある児童の発達支援は、利用料無償（上記と併用する場合にそれぞれ無償化の対象）となります。

3. 認定について

無償化の対象となるためには、保護者の方に「認定」を受けていただく必要があります。

「認定」は、施設等利用給付認定と教育・保育給付認定の2種類あり、このご案内は、主に施設等利用給付認定の申請方法を記載しています。

私立幼稚園（新制度・私学助成）の認定については、園を通じてご案内します。

教育・保育給付認定については、「保育施設利用申込みのご案内」をご覧ください。

(1) 施設等利用給付認定

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合 (保育が必要な事由は不要)	私立幼稚園(私学助成) 国立大学附属幼稚園 国立特別支援学校幼稚部
2号認定	3歳児 クラス以上	保育が必要な事由に該当する場合	認可外保育施設等 幼稚園等の預かり保育 (私立幼稚園(私学助成) 国立大学附属幼稚園 国立特別支援学校幼稚部)
3号認定	非課税世帯の 0~2歳児ク ラス(注)		

注 幼稚園等の満3歳児クラスの預かり保育は、「第2子以降」又は「非課税世帯」が対象になります。

【参考】教育・保育給付認定

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望する場合 (保育が必要な事由は不要)	区立幼稚園、私立幼稚園(新制度)、認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当する場合	認可保育園、認定こども園(保育部分)、居宅訪問型保育、企業主導型保育事業(地域枠)等
3号認定	満3歳未満		認可保育園、認定こども園(保育部分)、小規模保育所、家庭的保育者、居宅訪問型保育、企業主導型保育事業(地域枠)等



(2) 保育が必要な事由

2号認定、3号認定を受けるには、保護者のいずれも（父と母の両方）が、下記のいずれかに該当する必要があります。

就労（月48時間以上の就労） 妊娠、出産 同居又は長期入院等している親族の介護、看護（月48時間以上の介護、看護） 求職活動 児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である。 育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要 その他、上記に類する状態として区長が認める場合	就学・職業訓練（月48時間以上の就学・職業訓練） 疾病、負傷又は障害 災害復旧
--	---

(3) 認定の期間について

認定事由	認定期間
就労	効力発生日から就労（月48時間以上）している期間
申込児童の育児休業中	* 認定開始月の翌月1日までに復職し、復職後、2週間以内に復職証明書を提出してください。
就学・職業訓練	効力発生日から在学（月48時間以上）している期間
妊娠・出産	効力発生日から出産予定月の2か月後までの期間
疾病・負傷、障害	効力発生日から療養に要する期間
介護・看護	効力発生日から介護・看護（月48時間以上）に要する期間
求職活動	効力発生日から3か月間 認定期間内に就労し、就労後、2週間以内に就労証明書を提出してください。
災害復旧	効力発生日から災害復旧に要する期間
DV等	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、事由が解消されるまでの期間

認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降の利用分は無償化の対象ではなくなります。引き続き無償化の対象となるためには、認定期間の満了日前までに改めて認定事由の変更等の申請（詳細はP7の8参照）が必要となります。

4. 施設等利用給付認定に必要な書類

証明書類は、申請日から 3 か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。

1号認定を申請する場合 下記

2号認定を申請する場合 下記、

3号認定を申請する場合 下記 ~ (の住民税課税(非課税)証明書は、令和5年及び令和6年の1月1日現在、国内に居住し、税を申告済みで、 の申請書にマイナンバーを記載済みの場合は、不要です。)

施設等利用給付認定に必要な書類

施設等利用給付認定申請書 []

マイナンバー(個人番号)確認書類・本人確認書類(P6の5参照)

保育の必要性が確認できる書類 父母ともに証明書類が必要です。

保護者の状況		必要書類
就労	外勤 出産休暇中・育児休業中を含む	就労証明書 [] (雇用主または事業主が記入)
	自営・内職 本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は会社の規模に関わらず自営として扱います。	就労証明書 [] (雇用主または事業主が記入) + 「自営」「内職」を確認できる書類のコピー (例) 開業届、営業許可書、事務所等の賃貸借契約書、仕入れ伝票、パンフレットやホームページ 等
就学・職業訓練		在学証明書 [] (学校等が記入)
妊娠・出産		親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー(「表紙」と「分娩予定日」記載のページ)
疾病・負傷		病状内容確認書 [] (医師が記載した診断書のコピー(「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたもの)でも可)
障害		障害者手帳等のコピー(等級が分かる部分)
介護・看護		介護・看護状況申告書 [] + 介護・看護を受ける方の状況確認書類のコピー (例) 要介護認定証、障害者手帳、診断書 等
求職活動(内定ありの場合)		就労証明書 [] (雇用主または事業主が記入)
不存在	離婚、未婚、死亡、拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書 等いずれかのコピー
	別居中かつ離婚調停中等	調停期日通知書のコピーまたは離婚(協議・調停)証明書(弁護士の証明書) + 別居に関する申立書 []
災害復旧		事由に該当することを証明する書類 (公的機関から発行された書類)
DV等		

就労証明書は、以前の様式でも利用可能です。

0歳～2歳児クラスまでの住民税非課税世帯が状況に応じて必要な書類

認定	状況	必要書類
令和6年8月	令和5年1月1日現在、日本国外に居住していた場合	令和4年分収入申告書〔 〕 会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類を添付 令和4年の平均レートで日本円に換算して記入
	令和5年1月1日現在、墨田区外に居住していた場合	令和5年度「住民税課税（非課税）証明書」のコピー 令和5年1月1日現在住民登録があった区市町村で発行できます。 未申告の場合は、税申告後に発行可となります。 施設等利用給付認定申請書にマイナンバーを記載済みの場合は、提出不要です。
令和6年9月	令和6年1月1日現在、日本国外に居住していた場合	令和5年分収入申告書〔 〕 会社発行の給与明細書など、国外での収入・控除が分かる書類を添付 令和5年の平均レートで日本円に換算して記入
	令和6年1月1日現在、墨田区外に居住していた場合	令和6年度「住民税課税（非課税）証明書」のコピー 令和6年1月1日現在住民登録があった区市町村で発行できます。 未申告の場合は、税申告後に発行可となります。 施設等利用給付認定申請書にマイナンバーを記載済みの場合は、提出不要です。

〔 〕の様式は、墨田区のホームページからダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ (下部) 区政情報・区議会欄のオンラインサービス 申請書ダウンロード
子育て支援関係申請書 幼児教育・保育無償化に関する申請書】 QRコード



の書類の提出がない場合は、求職中と同等の扱いとなり、認定期間が3か月となります。

「別居中かつ離婚調停中等」は、離婚を前提とした別居中で、離婚調停中または離婚調停はしていないが弁護士を介した離婚協議中の場合に適用されます。

必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。一度提出された書類は、原則としてお返しできません。



5. マイナンバー(個人番号)の提供および本人確認について

施設等利用給付 3 号認定を申請する際は、保護者(父母)及び申込みに係るお子様の個人番号を提供していただく必要があります。

また、提供の際は、個人番号をお知らせいただくだけでなく、申請を行う保護者(父または母)の個人番号確認及び本人確認が必要となります。

窓口で申込みする場合は、申込書類と一緒に、次の書類の現物をご用意ください。申込み受付時に内容を確認させていただき、その場で返却します。郵送で申込みする場合は、コピーを添付してください。

- ・ お子様がお生まれになったばかりで、そのお子様の個人番号が取得できない場合は、申込時点での個人番号の記載は不要です。
- ・ 代理人(同一世帯以外の配偶者含む)による申込みの場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要です。

確認書類種別	提供必要者	確認書類	
「個人番号確認書類」	申請者(保護者) (父母いずれか)	個人番号記載の公的書類(以下から1つ) ・個人番号カード・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し等	
「本人確認書類」 「個人番号カード」 を持参(提示)した場合、 本人確認書類は不要です。	申込みに来る人 (代理人の場合は委任状も必要)	写真付き身分証明書 の場合は右記から1つ	・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳 ・官公署発行の写真付き身分証明書等
		写真なし身分証明書 の場合は右記から2つ	健康保険被保険者証、年金手帳、 児童扶養手当証、特別児童扶養 手当証 国税、地方税、社会保険料または 公共料金の領収書、納税証明書 印鑑登録証明書、戸籍の附票の 写し(謄本または抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項 証明書、親子健康手帳 源泉徴収票

郵送申込みで本人確認書類として健康保険被保険者証を選択する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を黒塗りするなどのマスキングをしてください。

6. 施設等利用給付認定の申請締切日

認定開始希望日より前に申請していただく必要がありますので、お早めにご準備ください。

なお、施設等利用給付認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

7. 転入・転出時の施設等利用給付認定の申請について

(1) 墨田区に転入する場合

原則、利用開始日までに認定申請が必要になりますので、事前に申請書類を準備し、転入手続き時に子ども施設課保育係に施設等利用給付認定を申請してください(必要書類は P4~5 参照)。保育の必要性を証明する書類のみ後日提出いただくことも可能です。

私立幼稚園(新制度・私学助成)の認定については、園を通じてご案内します。

(2) 墨田区から転出する場合

転出した場合は、墨田区の無償化の対象とはなりません。転出先の区市町村で、改めて施設等利用給付認定の申請等を行う必要があります。手続き方法等は、あらかじめ転出先の区市町村にご確認ください。

8. 認定の申請後に変更があった場合

ご家庭の状況や就労状況、居住地等に変更がある場合は、次の書類を墨田区子ども施設課保育係に提出してください。なお、「保育の必要性が確認できる書類」については、以前提出したものと内容が変わらない場合は提出不要です。

私立幼稚園の預かり保育を利用する場合の認定の変更等については、P10の(5)をご確認ください。

○ 提出書類

施設等利用給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

保育の必要性が確認できる書類(必要書類は P4 参照)

原則として、提出書類が受理された月の翌月以降からの変更となります。

様式は、墨田区のホームページからダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ (下部) 区政情報・区議会欄のオンラインサービス 申請書ダウンロード
子育て支援関係申請書 幼児教育・保育無償化に関する申請書】 QRコード



9. 提出先

墨田区子ども施設課保育係給付担当(区役所4階)

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

郵送の場合は特定記録郵便または簡易書留で送付してください。

持参の場合は平日午前8時30分から午後5時まで

10. 認定の継続について

施設等利用給付2号または3号認定の方は、保育を必要とする事由の確認のため、毎年度「現況届」と「保育が必要な事由が確認できる書類」の提出が必要になります。「現況届」の提出がない場合や「保育が必要な事由」を確認できない場合、2号または3号認定に係る無償化の補助を受けられなくなります。

別途、墨田区からご案内しますので、必ずご提出ください。

11. 認可外保育施設等の無償化に係る手続きについて

(1) 対象者

【施設等利用給付2号認定】

3～5歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合

【施設等利用給付3号認定】

0～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合
認可保育施設、企業主導型保育施設等に在籍していないこと。

(2) 認定について

上記認定を取得する場合は、施設・サービスの利用開始前に「施設等利用給付認定申請書」等の必要書類（P4～5参照）をご提出ください。

なお、認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

(3) 補助の内容

【施設等利用給付2号認定】 月額 37,000 円まで補助

【施設等利用給付3号認定】 月額 42,000 円まで補助

認可外保育施設、一時預かり、病児保育及びファミリー・サポート・センター事業における各利用料の合計額（特定費用を除く。）に対し、上記上限額まで補助対象となります。

認証保育所の補助金額については取扱いが異なりますので、認証保育所のガイドブックをご確認ください。墨田区のホームページからもご確認できます。

【墨田区役所トップページ 子育て・教育 子育て応援サイト 子どもを預ける その他認可外保育施設 認証保育所】 QRコード



(4) 補助金の請求について

2号または3号認定を取得し、実際に施設・サービスを利用した場合、次の書類を墨田区子ども施設課に提出して補助金を請求してください。提出期限等詳細につきましては、認定通知を送る際に書類を同封し、ご案内する予定です。

提出書類

- ・ 施設等利用費請求書（償還払い用）
- ・ 領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書

領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書は、利用した施設で受領ください。

施設等利用費請求書は墨田区のホームページからダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ （下部）区政情報・区議会欄のオンラインサービス 申請書ダウンロード 子育て支援関係申請書 幼児教育・保育無償化に関する申請書】 QRコード



補助金の請求権の時効は2年になりますので、ご注意ください。

12. 幼稚園等(預かり保育含む。)の無償化について

[新]：新制度対象の私立幼稚園、区立幼稚園、認定こども園（教育部分）

[私]：私学助成の私立幼稚園

国立大学附属幼稚園、国立特別支援学校幼稚部については、子ども施設課保育係までお問合せください。

(1) 対象者

ア 幼稚園等

【[私]施設等利用給付1号認定、[新]教育・保育給付1号認定】

- ・ 3歳児クラスから5歳児クラスの子ども
- ・ 満3歳児クラスの子ども（園則に定員の定めのある園のみ。誕生月から対象）
- ・ 他の私立幼稚園、認可保育施設、企業主導型保育施設、認証保育所等に原則在籍していないこと。

イ 幼稚園等の預かり保育

【施設等利用給付2号認定】

3歳児クラスから5歳児クラスで、保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合

【施設等利用給付3号認定】

満3歳児クラスの第2子以降又は非課税世帯で保護者が就労等保育の必要な事由に該当する場合

(2) 認定について

在籍（予定）園を通じて配布される認定等の必要書類をご提出ください。

[新] 「教育・保育給付1号認定」を受ける必要があります。預かり保育料の補助を希望する場合は、別に「施設等利用給付2号または3号認定」を受ける必要があります（P4～5参照）。

[私] 「施設等利用給付1～3号認定」のいずれかを受ける必要があります（P4～5参照）

(3) 補助の内容

ア 保育料

[新] 教育標準時間部分の保育料は無償

[私] 月額31,000円を上限に園の保育料から差し引かれます（世帯の区市町村民税の額により、上乘せがある場合があります。）

保育料以外に、園が定めているもの（制服代、バス代、設備費等）は、別途、費用を要します。

イ 副食費

給食費は実費徴収（保護者が園に支払う）となりますが、「区市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯」または「小学校3年生までの兄弟から数えて第3子以降」については、副食費相当分を免除または補助（日額上限235円、月額上限4,700円。給食実施日数等による。）となります。

[新] 区から園に上限額の範囲内で直接副食費補助を支払いますので、対象者は差額分の負担となります。

[私] 対象者には、上限額の範囲内で副食費補助が支払われます。

ウ 幼稚園等の預かり保育料

日額上限450円×利用日数分を補助します。

【施設等利用給付2号認定】月額11,300円まで補助

【施設等利用給付3号認定】月額16,300円まで補助

在籍園の預かり保育が「平日8時間（教育標準時間含む）未満」または「年間200日未満」の場合、月額上限の範囲内で認可外保育施設等（P1参照）との併用が可能です。

(4) 補助金申請について

ア 保育料及び副食費

[新] 幼稚園保育料及び副食費の補助については手続き不要です。

[私] 入園後、別途園を通じてお知らせします。

イ 幼稚園等の預かり保育料

施設等利用給付 2号または 3号認定を取得し、実際に預かり保育等を利用した場合、次の書類を墨田区子ども施設課に提出してください。提出期限等詳細につきましては、認定通知を送る際に書類を同封し、ご案内する予定です。

提出書類

- ・ 施設等利用費請求書（償還払い用）
- ・ 領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書

領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書は、利用した施設で受領ください。

施設等利用費請求書は、墨田区のホームページからダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ (下部) 区政情報・区議会欄のオンラインサービス 申請書ダウンロード

子育て支援関係申請書 幼児教育・保育無償化に関する申請書】 QR コード



補助金の請求権の時効は 2 年になりますので、ご注意ください。

(5) 認定の変更・追加（1号認定取得後、新たに預かり保育を利用する場合）

[私]施設等利用給付 1号認定または[新]教育・保育給付 1号認定を受けた方が、月 4 8 時間以上の就労を開始する等の予定ができ、新たに預かり保育の利用を希望し、無償化の対象となるには、あらかじめ次の書類を子ども施設課保育係に提出し、施設等利用給付 2号または 3号認定を受ける必要があります。

- ・ 新制度園に在園中の方 下記、
- ・ 私学助成園に在園中の方 下記、

施設等利用給付 2号または 3号認定に必要な提出書類
施設等利用給付認定申請書
施設等利用給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）
保育の必要性が確認できる書類 父母ともに必要です。 (詳細は、P4～5「保育の必要性が確認できる書類」参照)

満 3 歳児クラスである場合は、第 2 子以降又は非課税世帯であることが条件になります。P5 の「0 歳～2 歳児クラスまでの住民税非課税世帯が状況に応じて必要な書類」に該当する場合は、こちらもご提出ください。

様式は、墨田区のホームページからダウンロードできます。上記(4)の QR コードを確認ください。

(6) 問合せ先

【区立幼稚園】 学務課事務担当 TEL03-5608-6303 (直通)

【それ以外の園】 子ども施設課保育係給付担当 TEL03-5608-1583 (直通)

13. よくあるご質問

Q1 施設等利用給付認定申請は、いつまでに行わなければならないのですか？

A1 認定開始希望日より前に申請していただく必要がありますので、お早めにご準備ください。

なお、施設等利用給付認定を受けるより前に施設・サービスを利用した場合、認定を受けるまでの期間は、無償化の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q2 施設等利用給付認定申請は、毎年度行わなければならないのですか？

A2 施設等利用給付認定の有効期間内においては、認定事由等に変更がなければ改めて申請を行う必要はありません。ただし、施設等利用給付2号または3号認定の方は、認定後、保育が必要な事由を確認するため、毎年度「現況届」と保育が必要な事由が確認できる書類の提出が必要になります。

「現況届」の提出がない場合や保育が必要な事由を確認できない場合、2号または3号認定に係る無償化の補助を受けられなくなります。別途、墨田区からご案内しますので、必ずご提出ください。

Q3 就労している場合、保育が必要な事由は、どの程度の時間で認められますか？

A3 雇用契約上の就労時間が月48時間以上で認められます。例えば、週3日、1日4時間働いている場合、「3日×4時間×4週」で月48時間となります。なお、休憩時間は1日60分以内であれば就労時間に含みます。

Q4 2か所で就労していますが、就労時間は合算できますか？

A4 合算できます。それぞれの就労先から就労証明書を取得し、提出してください。

Q5 保育が必要な事由が変更になりました。手続きはどのようにすればよいのですか？

A5 認定事由等に変更があった場合は、速やかに「施設等利用給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」を墨田区のホームページからダウンロードし、添付書類とともに墨田区子ども施設課保育係までご提出ください（P7の8参照）。

Q6 認定の有効期間が切れた場合、無償化の対象外となるのですか？

A6 認定の有効期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は無償化の対象外となります。引き続き対象となるためには、有効期間満了前までに保育の必要性の事由の変更等の施設等利用給付認定変更申請を行っていただく必要があります。

Q7 墨田区外に転出予定です。手続きは必要ですか？

A7 墨田区外に転出の場合、転出日をもって、墨田区における認定が終了となります。転出以降の認定については、転出先で改めて認定申請が必要となりますので転出先の区市町村へご相談ください。

Q8 施設・サービス利用時に領収証や特定子ども・子育て支援提供証明書という書類を受け取りましたが、保管の必要はありますか？

A8 大切に保管してください。補助金申請時に必要となります。なお、ファミリー・サポート・センター事業を利用した際は、活動報告書という書類が渡されますので、こちらも大切に保管してください。

Q9 世帯の税額は、父及び母（保護者）の合計で算定するのですか？

A9 原則として父及び母（保護者）の合計で算定しますが、同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、家計の主宰者の税額も含めて算定します。

Q10 補助金の請求はどの程度の頻度で行うのですか？

A10 幼稚園等の預かり保育については年3回、認可外保育施設等は年4回を予定しています。詳しくは墨田区のホームページをご覧ください。

【墨田区役所トップページ 子育て・教育 子育て応援サイト 手当・助成・支援

幼児教育・保育の無償化について 補助金の請求、受付期限、振込予定時期について（幼児教育・保育の無償化）】

QRコード



14. 無償化の対象施設・サービスについて

施設・サービスが無償化の対象となるためには、運営事業者が施設等の所在する区市町村に申請し、「確認」を受けなければなりません。運営事業者が、無償化の対象となる手続きを実施しないなど「確認」を受けていない場合は、無償化の対象とはなりません。

墨田区内に所在する無償化の対象となる施設等は以下のとおりです。

墨田区外の施設等については、施設に直接確認するか、施設等が所在する区市町村にお問合せください。

【重要】

認可外保育施設で無償化の対象施設となるには、認可外保育施設指導監督基準を満たして確認を受ける必要があります。ただし、基準を満たしていない場合でも、令和6年9月末までは経過措置期間が設けられています。経過措置後、基準を満たしていない場合は無償化の対象外施設となりますので、ご注意ください。都内の基準を満たす施設については、東京都のホームページ等でご確認ください。

【墨田区内無償化対象施設・サービス（令和5年12月1日現在）】

《幼稚園（私学助成）》

園名	所在地
あさひ幼稚園	墨田区文花 1-1-10
江東学園幼稚園	墨田区横網 1-7-2
言問幼稚園	墨田区向島 5-4-4
墨田幼稚園	墨田区堤通 1-5-9
本所白百合幼稚園	墨田区石原 4-37-2

【最新の一覧表はこちら】



無償化対象施設・サービス欄をご確認ください。

《幼稚園等の預かり保育事業》

園名	所在地	認可外保育施設利用
あさひ幼稚園	墨田区文花 1-1-10	対象
あづま幼稚園	墨田区文花 1-25-7	対象
江東学園幼稚園	墨田区横網 1-7-2	対象
言問幼稚園	墨田区向島 5-4-4	対象
墨田幼稚園	墨田区堤通 1-5-9	対象外
本所白百合幼稚園	墨田区石原 4-37-2	対象
向島文化幼稚園	墨田区八広 6-24-6	対象外
両国幼稚園	墨田区両国 2-8-10	対象外
幼保連携型認定こども園共愛館保育園	墨田区押上 3-53-6	対象外

《病児保育事業》

園名	所在地
東京都立墨東病院 病児・病後児保育室 水辺の病児・病後児保育室さくら	墨田区江東橋 4-23-15

《子育て援助活動支援事業》

園名	所在地
すみだファミリー・サポート・センター	墨田区亀沢 3-20-11 4階

《一時預かり事業》

園名	所在地
墨田みどり保育園	墨田区亀沢 3-7-11
墨田みどり保育園分園	墨田区亀沢 3-6-1
杉の子学園保育所	墨田区東向島 2-13-6
こひつじ保育園	墨田区緑 2-23-3
わらべみどり保育園	墨田区緑 3-12-2
両国・なかよし保育園	墨田区両国 1-10-7
グローバルキッズ押上園	墨田区押上 2-19-2 1-3 階
タムスわんぱく保育園墨田	墨田区亀沢 3-24-1
クローバーこども園	墨田区八広 1-16-22
墨田区押上保育園	墨田区押上 2-10-17
墨田区あおやぎ保育園	墨田区東向島 4-37-17
墨田区亀沢保育園	墨田区亀沢 1-27-5
墨田区横川さくら保育園	墨田区横川 5-9-1
すみだ子育て支援ネットはぐ	墨田区東向島 1-10-17
両国子育てひろば	墨田区横網 1-2-13
文花子育てひろば	墨田区文花 1-20-7
江東橋保育園	墨田区緑 4-35-9
中川保育園	墨田区東墨田 2-1-15
花園保育園	墨田区東向島 3-16-2
文花保育園	墨田区文花 1-24-5
東あずま保育園(仮園舎)	墨田区立花 2-32-12
太平保育園	墨田区太平 1-13-10
梅若保育園	墨田区墨田 2-38-13
八広地域プラザ	墨田区八広 4-35-17
本所地域プラザ	墨田区本所 1-13-4

《認可外保育施設》

園名	所在地
心夢保育園	墨田区太平 3-19-1 2 階
ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	墨田区堤通 2-8-2
こすもす保育園	墨田区錦糸 1-14-7 1 階
ポピンズナーサリースクールすみだ	墨田区太平 4-1-2 2 階
ゆらりん曳舟保育園	墨田区京島 1-38-1 107 号室
マミーズエンジェル墨田みなみ保育園	墨田区亀沢 4-24-13 1 階
保育園夢未来錦糸町園	墨田区太平 3-3-12 1 階
子育てステーション「こだち」	墨田区立花 1-23-5 201
そらまめ東あずま駅前園	墨田区立花 2-26-2
NPO法人子育てひろば・かあかのうち	墨田区東向島 6-16-10
はなみずき保育室	墨田区八広 3-7-18
ヤクルト業平保育園	墨田区業平 4-14-15
ルネサンスマスクエア両国オフィス	墨田区両国 2-10-14 両国シティコア 2 階
墨田われもこう保育園	墨田区東墨田 2-15-2 1 階
都立墨東病院院内保育室	墨田区江東橋 4-23-15
同愛記念病院保育室「たんぼぼ」	墨田区横網 2-1-11
東京都リハビリテーション病院保育室	墨田区堤通 2-9-2
St.Paul Azabu Christian Academy	墨田区向島 2-19-14
そらまめインターナショナルプリスクール	墨田区横川 3-9-4
キッズガーデングローバルスクール錦糸町	墨田区錦糸 4-17-1 1 階
濱田 恵	墨田区
五百部 由夏	墨田区
柳沼 彩子	墨田区
小澤 まゆみ	墨田区
中野 かおり	墨田区



ひと、つながる。
墨田区



令和6年度用 初版(令和5年12月)